

従業員の皆さまへ

株式会社 A 社 総務課

## マイナンバー制(番号法)の実施とそれに伴うお願い

皆さまご存じのとおり、マイナンバー制(番号法)が平成 28 年 1 月より実施されることになっており、原則として全役員、従業員、その扶養される家族などが対象となります。実施に伴い、本年 10 月より従業員の皆さまに「個人番号」の通知が郵送されます。今後は従業員の皆さまに、会社に対して種々のご協力をいただく必要が生じますが、今回はまず第 1 回目のお知らせをいたします。

### 1. マイナンバー制について

#### (1) マイナンバー制とは

##### ① 概要

マイナンバー制とは、税金や社会保障、大災害時の支援などの際に、国民の生活に資するためな実施されるものです。そしてこの制度は、その範囲が広がり、皆さんの生活や会社になくはならない制度となることが予測されます。

##### ② 会社の責任と管理責任

会社は、来年 1 月以降の税務や社会保険などの手続きの際に、皆さまの個人番号を記載することが必要なケースが生じ、そのため皆さまの「個人番号」を把握することが不可欠となります。

皆さまの大切な「個人番号」をお預かりするに当たり、会社はその管理には万全を期し、漏えいを防止し、目的以外には使用しません。

#### (2) 個人番号の通知について

本年 10 月から皆さまやご家族に「個人番号」の通知が、簡易書留で随時郵送されることになっています。

### 2. 皆さまへのお願い

#### ① 今一度、住民登録の確認など

個人番号の通知は、皆さまが住民登録された住所地に送付されますので、正しく住民登録されているかなどを確認し、必要に応じて住所変更などの手続きを行ってください。

#### ② 遠慮なく相談を

質問やお問合せ、相談などがありましたら、遠慮なく総務課までご連絡ください。

### 3. 今後について

#### ① 就業規則等の変更など

番号制の導入に伴い、当社の就業規則を変更し、個人番号等の取扱いについて新たな規程の作成などが必要になりますので、ご協力をお願いいたします

#### ② 個人番号通知後には、随時報告を

また、皆さまに番号法を正しく理解していただくために、9 月中旬に説明会を開催し、所定の報告用紙の配布や説明を行いますので、10 月以降に個人番号の通知が届きましたら、所定の方法で報告をお願いします。

#### ③ 今後も新たな情報を随時お知らせ

政府からの新たな方針や運用の発表があり、皆さまにお知らせすべき事項がある場合には、別途お知らせやお願いをすることがありますので、よろしくお願いいたします。